



令和5年6月7日

各 位

上場会社名	株式会社レイ
代表者	代表取締役社長 分部 至郎
(コード番号)	4317)
問合わせ先	取締役 天野 純
(TEL)	03-5410-3861)

第42回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、令和5年4月19日付「第42回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第42回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）の延期を決定しておりますが、本日付の取締役会において、本定時株主総会招集のための基準日等について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本定時株主総会に係る基準日等

当社は、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和5年6月30日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：令和5年6月30日（金）
- (2) 公告日：令和5年6月15日（木）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.ray.co.jp>

2. 本定時株主総会の開催日等について

本定時株主総会の、開催予定日、開催場所および付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 本定時株主総会の招集等のための基準日変更の理由

当社は、令和5年4月10日付け「令和5年2月期決算発表の延期に関するお知らせ」および、令和5年4月14日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、当社従業員による着服行為を認識したことから本定時株主総会の招集に着手できず、延期を決定しておりました。

本定時株主総会の開催日の調整を続けておりますが、本日において、当初基準日（令和5年2月28日）はすでにその有効期間を経過しておりますので、調査終了後速やかに本定時株主総会を開催できるよう、本定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。なお、新たな基準日の有効期間は令和5年9月30日までとなります。

以 上